

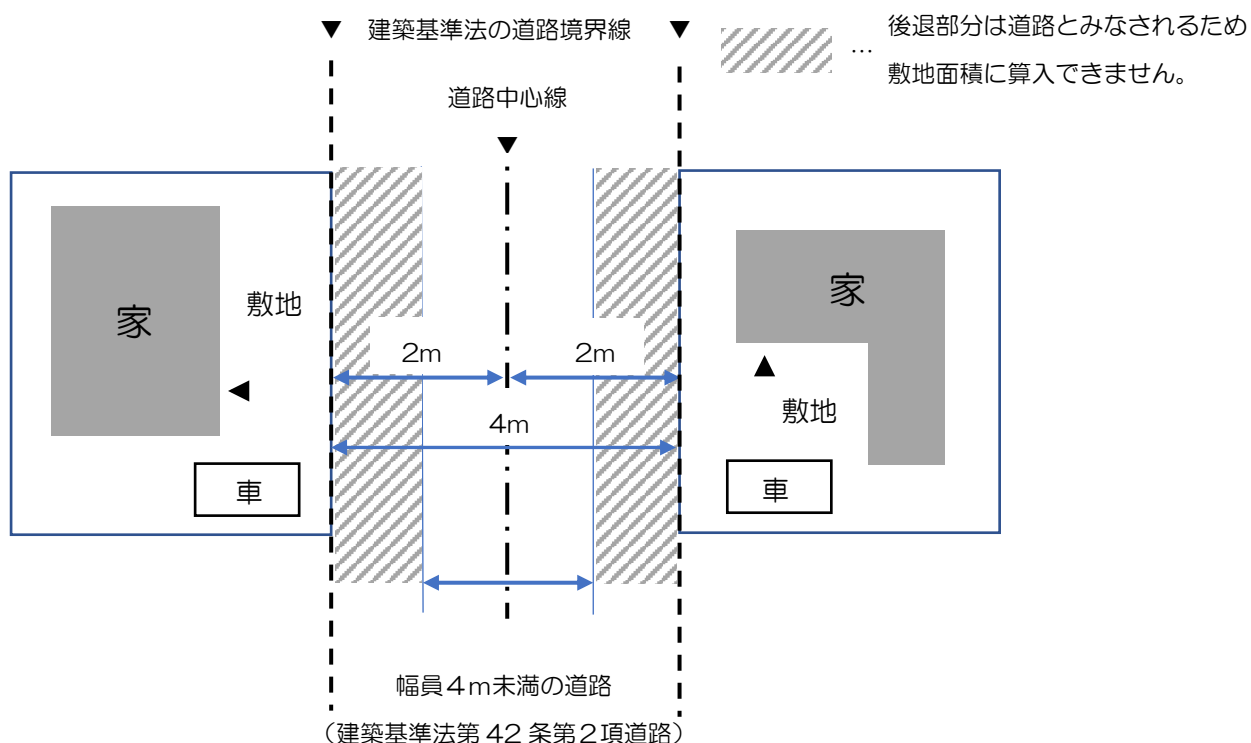
建築基準法第 42 条第 2 項道路に面する敷地の皆様へ

建築基準法第 42 条第 2 項道路は、原則道路中心線から 2 m 後退した部分を道路とみなします。そのため、敷地が 2 項道路に接する場合は、道路中心線から 2 m 後退した部分に建築物、門、塀等を設けることはできません。

なお、後退部分に現存物がある場合は、建築基準法に適合するように是正してください。

また、後退部分に植木を植えること、花壇を設置すること、駐車場、駐輪場などとして利用することは、建築基準法の主旨から望ましくありません。

4 m の道路幅員を確保することにご理解とご協力を頂きますようお願い致します。



お問合せ先

〒248-8686 鎌倉市御成町 18 番 10 号 都市調整部建築指導課 TEL 0467-23-3000 から建築指導課へ

※ お電話による相談は、間違いの元になりますので、ご相談の際は、資料をご持参の上、ご来庁ください。